

平成 27 年度 第 5 回 国立市子ども総合計画審議会 会議録

会議の概要

開催日時	平成 27 年 10 月 9 日（金）19 時 05 分から 20 時 50 分まで	
開催場所	くにたち福祉会館 3 階 中会議室	
出席者の氏名	委員	加藤悦雄（大妻女子大学） 石田環（市民） 牧野陽一郎（国立市立小・中学校校長会） 藪田圭以子（国立市認証保育所連絡会） 小澤崇文（国立市私立幼稚園協会） 鳩山徹郎（公益財団法人東京 YMCA） 本島純子（市民）
	事務局	馬橋利行（子ども家庭部長） 田代和広（児童青少年課長） 宮崎きよみ（子育て支援課長） 松葉篤（子ども政策担当課長） 清水周（児童青少年課課長補佐兼児童・青少年係長） 坂巻隆征（同 保育・幼稚園係長） 庄司沙絵（同 児童・青少年係）
欠席委員	堀井雅道（国士舘大学） 堀江建治（日本ボーイスカウト東京連盟） 吉田順（国立市私立保育園園長会） 樋口景子（市民）	
議 事	（1）「第三次国立市子ども総合計画」の 1～3 章について （2）「第三次国立市子ども総合計画」の 4～6 章について （3）今後のスケジュールについて （4）その他	
傍聴人の数	4 名	
配付資料	会次第 資料No. 5-1 第三次国立市子ども総合計画（答申案） 資料No. 5-2 「第三次国立市子ども総合計画」策定に向けたスケジュール	

議事要旨

第5回子ども総合計画審議会 開会の挨拶

●会長

本日はお忙しいところご参集いただきありがとうございます。初めに配布資料の確認をお願いします。

●事務局

資料の確認。

議事（１）「第三次国立市子ども総合計画」の１～３章について

●事務局

資料に基づき「第三次国立市子ども総合計画」の１～２章について説明。

●会長

１～２章まででご意見等はあるか。

計画の期間は８年にするということであるが、いかがか。

●事務局

市の基本計画が８年という期間なので、上位計画に合わせたい。また子ども・子育て支援事業計画のタイミングと合うことから８年としたい。４年で見直すことで、進捗確認は可能である。

●会長

特に意見がないようであれば、引き続き第３章の説明をお願いします。

●事務局

第３章について説明。

子どもの権利条約に「差別の禁止」があるので、子どもが等しく差別を受けない権利という視点を追加したい。視点７については、「子どもが自分自身を好きになり人を思いやり自信を高める環境整備や…」という内容に変えたいのでご意見をいただきたい。視点８でワーク・ライフ・バランスに関する内容が入っているが、「切れ目のない支援」という意味では視点５の「世代に応じた適切な支援」が「切れ目のない支援」ではないかと思うので調整したい。他の視点についても検討したいので審議をお願いします。

●会長

計画の視点を８つあげているが、この視点を踏まえて３０ページ以降の施策につながって

いくので、追加すべき視点などがあればご意見をうかがいたい。

●委員

「切れ目のない支援」はやはり視点8のほうがいいのではないかと思う。両方に「切れ目のない支援」は必要だと思うが、視点5は発達段階を踏まえた支援で、具体的施策を考えると視点8の方が適切なのではないかという気がする。

●委員

視点8は保護者への目線で、視点5は子どもたちへの目線のような感じがする。捉え方の違いでほぼ同義ではないかと思う。

●会長

事務局としてはどういう捉え方であるか。

●事務局

委員からもあったように視点5はどちらかという子どもへの視点をあてた感じである。

●会長

視点5に若者を入れるかたちになるか。

●事務局

視点8では「少子化対策」とあるので、少子化対策が切れ目のない支援と少しひっかかる点があった。

●会長

明確に分かれるものでもないのが難しい。「妊娠・出産支援」というと生まれる前からの発達支援にもなると思う。

●事務局

ネウボラのような意味合いでは視点8のほうが切れ目のない支援になる。母親に寄り添った支援というと視点8になる。少子化対策としてだけではないので、文言を検討したい。

●会長

少子化対策の枠を越えた「子育て・親支援」をどう展開していくのかというのが視点8であるか。視点5は若者を含めた子どもの視点に立って、必要な支援が行き届くという観点だろうか。

●委員

視点5は切れ目のない支援というより、その時々適切な支援が行き届くほうが重要だ

と思う。一方、少子化対策には切れ目のない支援が必要である、そのほうが政策として具体的でわかりやすい気がする。

●事務局

「乳児・幼児…」を入れず、「世代に応じた適切な支援」でも良いかと思うが、いかがであるか。

●委員

青少年をどこまでの括りにするかにもよるだろうが、青年期の就労については切れ目のない支援ができる機関があればいいと思うので、「青少年期」と明記してしまうとそれ以降の支援ができなくなってしまうのであれば、広く「など」と、明記しないほうがいいのではないか。「発達段階」というとどうしても子どものイメージがある。就労支援は施策としてどこに入ってくるのか。

●会長

視点5の具体的施策で青少年期は若者支援が中心になるか。

●事務局

「子ども・若者の社会的自立への支援」ということで45ページからになるが、「ひきこもり」が大きく出ている。子ども・若者の支援として後程議論いただきたい。

●会長

45ページに出てくるが、これ以外にも有効なものがないかどうか、後でご意見を伺いたい。

●委員

30ページの取組みではどこに位置するものか。

●事務局

基本的には18歳までで、「ひきこもり」の支援だけは39歳までとしているが、青少年期でいうと「子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり」の(1)(2)と、社会性を持っていくために必要な参画の推進あたりになる。

●会長

そのあたりの時期が抜けていた部分だと思うので、今回の計画では充実させていくといい。

●委員

時代が変わって当たり前のように大学に入れなかったり就職できない若者が増えている

ので、新しい視点だと思う。

●事務局

「子ども・若者の社会的自立」と、「子育て家庭の経済的な負担の軽減」で今日追加したように生活困窮世帯への支援を入れていく。若者支援では、18歳までであったものが、児童養護施設で継続して支援していくように法も変わっているので、行政としても就労支援などをどう組み込めるかを考える必要があると思う。

●会長

子どもから大人になっていく間の支援として重要な施策が入ってくるかと思う。

そうすると、視点8は親支援の多様な切れ目のない総合的な支援で、視点5は子どもの発達段階、青少年期、青年期、親になっていく過程での適切な支援を子どもの視点に立って展開していくという分け方のほうがわかりやすいだろうか。

それと、すべての子どもが分け隔てなく過ごせるということが施策目標としても出てくるが、「等しく差別を受けずに子どもたちが必要な支援を受けて成長していける」といった視点を入れたほうがいいのかということについてはいかがか。体系では「子ども支援」の2つめ「すべての子どもが分け隔てなく過ごせる場所づくり」の裏付けとなる視点になるだろうかと思う。加えていただくということでしょうか。

●委員

視点3あたりに入るか。

●会長

視点3から4あたりに入るだろうか。

●事務局

視点2の「保障」という言葉は的確ではないと思うので、「権利」のほうがいいのか。「保障」というと国の法の中の表現になるので、「子どもの生存と発達が守られ」という表現のほうがいいのかと思う。

●会長

あとは、視点7の「自己肯定感」という言葉を使うかどうか別にして、「自己肯定感」が得られるようなという感じであるか。

いかがであるか。

●委員

視点5で「乳児・幼児・学童期・青少年期など」という言葉は無くすということか。そうすると「世代に応じた適切な支援」の「世代」が誰と言うのが、この文言だけを見るとわかりにくくなる。

●会長

「世代」だけだと違う意味合いで捉えられる可能性がある。趣旨としては子ども期、若者期といってもそれぞれの段階によって必要な支援は違うので、適切な支援をしていくということだが。

●事務局

「子どもの成長段階に応じた」だろうか。

●会長

「子どもの成長、発達に応じた」のような表現か。

●事務局

そういった表現で考えさせていただきたい。

●会長

意味が通じるように工夫していただく。

では第4章の重点施策について事務局より説明願う。

議事（2）「第三次国立市子ども総合計画」の4～6章について

●事務局

構成として、施策目標についての現状を説明して、アンケートの結果なども入れていく予定である。

●会長

重点施策や各課からの施策はおおむねこの方向でいくということであるか。それともこれから調整していくのか。

●事務局

重点施策は前回の審議会でも提案しているのでおおむねこの通りであるが、方向性や内容についてはまだ調整する。視点のイラストを入れるつもりである。細かい施策についてはこれから整合性をとっていく。

●会長

審議会では重点施策についてご意見をいただきたいが、本日は第4章子ども支援の重点施策について議論いただきたい。

●事務局

36 ページ「子どもの権利に関する条例の制定」について説明。

●会長

子どもの権利に関する条例の制定は、第二次計画でも重点施策の筆頭にあがっていたが、特に具体化せず、第三次計画に引き継いだ形になっている。どこの自治体も条例の有無にかかわらず子ども・子育て施策はやらなければいけないが、条例が制定されていると、子ども施策は福祉だけではなく教育、働き方など様々な部署にまたがって施策が展開されている。実施主体も公的なものだけでなく、民間やボランティアなどが計画の中身を推進していくことになる。そうすると条例というかたちで、全体の共通基盤があるとブレがなくやっていけるというメリットはある。子ども憲章という位置付けになると条例より効力は弱まる。条例の制定を目指すのか、8年間で制定に向けた検討とするか、あるいは憲章とするのか、いかがであるか。

●事務局

計画策定の義務はなく任意であるが、子ども・子育て支援法、貧困に関する法律、子ども・若者育成支援推進法などの法律で守られている。子どもの権利条約がある中で、権利に関する条例を掲げるのか、次の重点施策「子ども参画の仕組みづくりの推進」で子どもの意見を聴くという仕組みができていれば、あえて条例を制定する必要があるのかどうか、ということも考えている。

●会長

38 ページに「子ども参画の仕組みづくりの推進」が出ている。子ども施策を展開するにはこういう手続きを踏まなければいけない、ということ盛り込んだ条例にすることはできると思う。現実問題として条例を作るのは難しいのか。

●委員

作ったがゆえに今後色々なことを展開していく上で足かせになってしまうと面倒である。8年のスパンがあって4年で見直すのであれば種々の事情に応じてやっていき、折り返しのときにやはり条例を作ろうということであれば作ればいい。細かいことを入れてしまうとそれ以外できなかつたり手続きを踏むのに手直しを加えなければいけないことが起こってくると本末転倒のような気がする。4年やってみた後に考えればいいのではないだろうか。

●委員

子どもの権利条約が国立市でどのくらい守られ担保されているか、検証した上で今後どうするか考えたほうがいいと思う。ここでバタバタと作るより、上位の子どもの権利条約がどれくらい守られているかの検証が大事なのではないか。

●会長

確かに、条例を作るとなると上から網をかけていく感じになる。もう一つのやり方としては、「子どもの権利擁護のための啓発と広報」や「子ども参画の仕組みづくりの推進」などの実績を積み上げて4年後に検討するほうが手続きとしてはいいような気がする。

●委員

何となくふわっとしている感じがする。権利条約との関係性や、条例が制定された場合にどうなっていくのかが決まっていない段階で制定に向けるというのは難しい気がする。二次計画でやれなかったことが三次計画でできるのかどうか。

●会長

第二次で具体化しなかった背景にはどのようなことがあるのか。

●事務局

個別の施策が中心になって、議論を重ねていく場もなかった。子ども参画の仕組みがちゃんとできていないので、各担当課が個別にリーダー養成などをやっても尻すぼみになっていた。条例をつくるより、参画の仕組みづくりを考えながら、憲章的な位置づけで子どもについてどのように考えていくか。市で男女平等やしょうがいでも条例ができていく流れはある。ただ、計画に出して、今後4年間で職員が子ども参画の視点をいかに持っていけるかが課題である。

●事務局

行政としては条例を作るのはハードルが高い。川崎市のような先進市でも良い面と問題点がある。後押しやムーブメントがあればできるが、なかなかそういったものがない中でこれまで積極的につくる姿勢も足りなかった。委員がおっしゃられたように、仕組みづくりと、検証というステップ、いきなり条例を作るよりワンステップあったほうが問題点も整理できるのではないかという感想である。

●会長

将来、条例化するかどうかは別にして、ワンステップとして検証していくという感じか。

●委員

子どもの権利条約は当たり前すぎて書いていないのか。

●会長

計画の視点や理念に含まれている。条例の制定は子どもの権利条約を各自治体で具体化していくということかと思う。

●委員

子どもは0～18歳未満で、困難を抱えている若者は39歳までということであるか。

●会長

児童福祉法と子どもの権利条約は18歳未満となっている。

●事務局

ひきこもり対策は国に合わせて39歳以下としている。39歳を超えると医療などの分野になってくるであろう。

●委員

国に合わせてということであると承知した。

●事務局

委員のご意見を踏まえて、検証する仕組みをつくり、並行して憲章や条例が必要かどうか考えていく。

●会長

条例制定も見据えながら第一段階として検証のしくみを作り、検証していく。

●事務局

他の市町村も2年くらいかけて勉強会を開きながら作っている。

●会長

そのようなかたちで記述を変えるということである。次に38ページ「子ども参画の仕組みづくりの推進」について事務局から説明をお願いする。

●事務局

第二次では全体としての参画の考え方がなかったことを鑑み、世田谷区のような児童館を子ども・若者が発信するような場所にするとということと関連している。

●会長

特別なものではなく、子どもの参画が日常的に動いていくようなことであるか。簡単に説明をお願いする。

●事務局

「子ども参画の仕組みづくりの推進」について説明。

●会長

様々な場面で具体化して行けるような仕組みづくりという感じであるか。これについていかがであるか。心がけのような感じで、ちゃんと仕組みがないと定着していかないような気がするが。

●事務局

内部で点検作業をしていき、計画の中でどのように作っていくか、庁内の推進会議の作業部会の委員も含めて考えていく。

●委員

所管課が情報共有しておかないといけない。例えば児童館で出た課題を図書館の職員も共有する仕組みが大事だと思う。子どもが発言してもそこでだめだったら引いてしまうので、児童館でも図書館でもどこの担当課でも受け入れてもらえるといいと思う。

●委員

「何が子どもにとって最善の利益であるか」という文章は、これで十分なのかという気がする。子どもの意見を聴くことだけが最善の利益とも言えないので、慎重な表記にしてほしい。これだけで担保されるわけではない。

●会長

何がその子にとって望ましいのか総合的に考えて決めていく。子どもの意見を聴くことはもちろん大事だが、それだけではないということか。

●委員

参加する権利に焦点を絞った記載であればこれでいいのではないか。子どもの権利条約の「参加する権利」をクローズアップしたものなら、「参加する権利を保証するためには」などというふうにすればいいのではないか。

●会長

行政がかかわる子ども施策のところから率先して子どもの意見を聴いたり参加できる仕組みを導入していくというのは重要なことだと思う。有効な仕組みでどうやって進めていくのかが問われてくるが、方向性としては望ましいと思う。

次に 41 ページ「子ども虐待対策の充実」について説明をお願いします。

●事務局

「子ども虐待対策の充実」について説明。

●会長

これについてはご意見はないだろうか。

次に 45 ページ「課題を抱える子ども・若者支援の推進」について説明をお願いします。

●事務局

「課題を抱える子ども・若者支援の推進」について説明。

●会長

これについてはいかがか。

●委員

教育相談事業は電話対応していただき、医療につなげたりしてくれるのだと思う。中学、高校までは窓口があって繋がりがあるのだが、高校を卒業した後に対人関係やコミュニケーションがうまくとれなくて不登校になるケースを知っている。医療に相談しても 18 歳までで受け付けてもらえない。どこに連絡したらいいのか、窓口がはっきりしていればいいと思う。

●事務局

今のところ、本人からの相談はほとんどない。高齢介護で窓口に来た方が、子どもや孫のひきこもりについて相談されるケースが年に何回かある。東京都サポートネットに紹介するが、また同じ話をする事になるとそこで終わってしまうような状況で、今は手立てがないので考えていかなければいけない。18 歳を超えて、重篤な状況にならない段階で発達支援室などの連携で、不登校は必ずしもひきこもりの予備群ではないが不登校の段階で教育委員会との連携で考えて必要があると思っている。

●委員

東京都の多摩総合医療センターに研修で行ったが、ひきこもりではないが相談窓口があったのではないかと。私が持っている資料では、ひきこもりは 200 世帯に 1 世帯の割合で、ひきこもり地域支援センターを各都道府県及び指定都市に 2 か所、児童期・成人期と分けて設置することとされているが、2015 年現在まだ 56 か所の設置にとどまっている。また、ひきこもりサポーター派遣事業があり、ピアサポーターを活用していくとなっている。国立市にどれくらい声があるのか、本人ではなく家族をたどっていくと見つかるという感じだと思う。

●事務局

不登校児の訪問をするとき、保護者は本人の様態が良くなってきているので来てくれるなという感じで、実情をあまり知られたくないというのが実態としてある。もともと対人関係に問題があってひきこもりになり、家族ともうまくいかなくなる状況だと行政としてどこまで関われるか。

●事務局

立川若者サポートステーションは東京都から委託事業を含めて支援を受けてやっているところで、医療関係を含めてネットワークを作っている。国立市も連絡会に参加して参考にしている。広域的連携と市独自の部分も含めて検討を進めているところである。ひきこもりサポートネットとは別の連携であるが、意識調査に基づいてアプローチの仕方を考える。公民館でも居場所づくり的な事業をモデル事業としてやっている。それらを参考に、アプローチの仕方を検討している状況である。

●委員

国立市独自であれば、NHK学園も支援事業もやっている。

●事務局

現在、公民館を含めて協働事業でやっている。

●会長

相談があって、社会に出ていくための居場所やボランティア活動の場を保証していき、社会につながっていくようなものを、NPOやNHK学園、国立市も含めて実態が出てきたときに具体的に検討していくという形だろうか。ただ、どこに相談したらいいかわからないという問題がある。

●委員

ひきこもりだけでなく、軽度の発達障害を抱えていると、学校には行けるけれど対人関係、友だちとうまくいけなくて自傷行為に走ってしまうという話を聞くが、どこに相談したらいいのか。児童相談所も18歳までだったり、ひとり親の母娘の関係がうまくいっていないケースでも、基本的には本人からの相談でなければいけないので、どうしたらいいかわからない。国立市と関わりがあまりない人はどこが窓口かわからない。

●会長

子ども・若者総合窓口のようなところがあればいい。

●委員

学校に行っている間は学校の先生に相談できるが、卒業してしまうと困っているというお母さんの話を何件か聞いている。

●委員

18歳までと限らず、総合窓口の設置は今回の計画には出ていないのか。

●会長

ここには出ていない。

●事務局

70 ページに「子ども・子育て総合相談窓口の創設」がある。これは子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、制度紹介をする保育コンシェルジュがもとであるが、それが他部署連携による総合相談窓口に発展していく。ひきこもり予防対策ができてくればインテークもしていく必要があると思う。

●会長

そうすると子ども・若者総合窓口のようになるか。

●委員

これも 18 歳までになっている。

●会長

今のところ 18 歳までであるが、今の話を含めると、少し違ってくるのかなという気がする。

●事務局

ふくふく窓口とも関連してくるし、生活保護などもいろいろ関連してくると思う。

●会長

若者に関わる部分をどこが支援していくのか。

●事務局

今後の連携によると思う。

●会長

利用者の視点に立った、わかりやすい仕組みの工夫を考えていく必要があると思う。

●委員

私の職場は広域財団なのでそういう取り組みができるのだが、ソーシャルスキルトレーニングやライフスキルのトレーニングは高校生、大学生を対象にしている。学校でコミュニケーション能力で躓いてしまうと学校にも行けなくなるし、その後の就職活動もうまくいかない。適合しない職業に就いてしまったら仕事に行かなくなる。ひきこもりの理由に、「職場になじめなかった」「就職活動がうまくいかなかった」「人間関係がうまくいかなかった」「大学になじめなかった」とあるように、青年層にはそこは必要なところで、臨床心理の専門家集団が必要だと思う。臨床心理士にプログラムを組んでもらい、大学と連携してやっている。相談窓口だけではきびしいと思う。

●会長

仕組みを考えるとときに是非アイデアをいただきたい。

続いて 47 ページ「ひとり親家庭の自立支援の強化」の説明をお願いします。

●事務局

「ひとり親家庭の自立支援の強化」について説明。

●会長

誰が学習支援の担い手になるのか。

●事務局

公民館で青年学級に来ている大学生が外国籍等の子どもたちの学習支援をやっているが、実際、ひとり親家庭や生活困窮家庭を対象にやるとなると、かなりの利用者が見込まれるので、社会福祉法人に委託するのも一つであるが、小金井市の学芸大の学生に聞くと、学習支援をやりたいという学生がかなりいる。ただ人数が多くなると管理する必要があるので、制度を作ったうえで考えたい。

●会長

私のゼミ生も新宿区の子ども総合センターでNPOと協働して学習支援ボランティアをやっている。

何かご意見はあるか。続いて 49 ページ「子どもの発達総合支援事業の充実」について説明をお願いします。

●事務局

「子どもの発達総合支援事業の充実」について説明。

●会長

既に動き出しているということである。

●委員

小学校に上がる前は支援が手厚くされているが、小学校に上がると行政から教育になる。保育園の時は通園通所についてくれる人をつける制度があり、小学校では1人あたり週に何時間か手立てをする体制はある。対応する部署は違うと思うが総合的にやっていただくと、途切れない支援になるのではないか。保護者は保育園時代と同じような手立てをしてもらえると思っているが、実際には担任1人でやっている状況である。そういうところにも力を入れていただけるとありがたい。

●会長

個別の支援ができる人員配置ということか。国立市は発達障害者支援員制度がなかった

か。今は担任の先生だけであるか。

●委員

スマイリースタッフがいるが、マンツーマンの時間が少ない。

●会長

そこが手厚くなると、インクルーシブ教育の推進の一貫にもなる。

●事務局

教育で施策として出していただくことになるが、発達が気になるお子さんにスマイリースタッフをつけているが、利用は申請になっている。申請がなくても気になるお子さんは結局スマイリースタッフがみるので、人員として厳しい状況である。今後の課題である。

●事務局

50 ページの下の図にあるように、発達支援室だけではなく学校でもインクルーシブ教育を進めている。体系づくりを国から補助金を受けてモデル事業としてやってきた経過がある。教育委員会の部分を盛り込んで説明したうえで、発達支援に対する支援について記載していく。

●事務局

人をつけることもそうだが、医療機関等への相談、受診の必要性や親の認知の関係もあるので、発達支援室が相談体制を充実させ、支援ができればいいと思う。

●会長

総合的に支援していく体制を作り上げていくということが重要である。

続いて 54 ページの「外国籍の生徒への学習支援の充実」について説明をお願いします。

●事務局

「外国籍の生徒への学習支援の充実」について説明。

●会長

57 ページ以降の重点施策も説明をお願いします。

●事務局

「子どもの居場所づくりの拡充」「放課後子ども総合プランの推進」「矢川公共地（都有地）に子育て支援関連施設の整備検討」「様々な子どもの体験・交流事業の推進」「幼・保・小・中学校の交流と連携の推進」について説明。

●会長

今の重点施策についてご意見があればお願いします。

方向性についてはよろしいだろうか。内容についてお気づきの点があれば事務局に連絡
いただきたい。

議事（3）その他

●事務局

今後のスケジュールについて説明。

パネル展の紹介。

次回は11月2日の月曜日19時から、場所は市役所1階東臨時事務室で開催する。

●会長

本日はこれで終了とする。どうもありがとうございました。

閉会